

(6)プラスチック廃棄物はどこに行くのか

ダイオキシン類特別措置法が昨年 12 月に施行された。焼却場から排出されるダイオキシンの新基準は、焼却能力 1 時間 4 トン以上の新規焼却炉で $0.1\text{ng}\cdot\text{TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ 、既設の場合は $1\text{ng}\cdot\text{TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ (TEQ は毒正当化量を示す)となった。こうして導入時期は遅れたが、我が国のダイオキシン類の環境基準は西欧諸国と肩を並べることになった。

しかし既設の焼却炉の場合、基準は 97 年以降 $80\cdot\text{TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ であったから 80 倍ほど強化され、また、既設の焼却炉を閉鎖して多額の資金を投入して新たに作り直す場合には 800 倍も強化された。わが国には、一般廃棄物を処理する多数の焼却炉があるが、規模の小さいものが多いため基準を達成することが難しく、閉鎖や停止を余儀なくされるものが多いようだ。

既設の焼却炉でダイオキシン類が発生しやすいのは、燃焼温度が摂氏 800 度以下となる場合であるが、高温で焼却するためには発熱量の高い廃プラスチックが必要とされている。廃プラスチックを含む廃棄物を燃やすことによってダイオキシンが発生するということで新基準が設定されたのであるが、皮肉なことに焼却炉の熱管理を適正に行うには廃プラスチックを固定燃料(RDF)などに加工して、連続的に燃やすことがダイオキシン対策上、必要となっている。

しかし、廃プラスチックを焼却すれば、二酸化炭素の排出量が増えることは明らかである。また最近、PET ボトルなどの廃プラスチックはコークスに代わって、鉄鋼の高炉の還元剤に利用されており、一躍、鉄鋼業がエコ産業としてスポットライトを浴びるようになった。おかげで、廃プラスチックを再利用(マテリアルリサイクル)して、環境ラベルを付して販売するプラスチック再生品の数量はそれほど増えず、一般廃棄物の廃プラスチックの再生利用率は僅か 1.2%(98 年現在)に過ぎない。

容器包装リサイクル法でプラスチック容器も自治体によって回収されるようになったが、ある市民団体の調査によると、焼却や埋め立て対象の家庭ごみの収集・運搬・保管費は 1kg 当たり 15 円であるのに対して、PET ボトルは同 116 円、プラスチック容器は同 129 円となっており(朝日新聞 03 年 4 月 14 日)自治体は廃プラスチックを回収すればするほど財政が困難になるという状況になっており、廃プラスチックを再商品化する意欲は少なくないという。

貴重な石油資源で作られるプラスチックの再利用が困難であるとする、消費者はどのような対応をとったら良いのであろうか。

以上